

平成 27 年度第 2 回 (141 回)

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 27 年 8 月 25 日午後 2 時から

場 所：生涯学習センター講座室 1

出席者：川原寿春、大津里美、新田斉、内田貞司、大槻義顯、小寺茂、今間洋一、
芹澤正男、山下文夫、渡辺正宏、朝倉勇、菊谷有希子、木村敏夫、小西
一午、西畑省二、藤井裕介、松里征男、築瀬忍、五十嵐玲子

事務局（市民協働係長）

欠席者：白井航也

<配布資料>

- 1 平成 27 年度第 2 回（第 141 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 提案「市内の保存緑地、公園の禁煙化！」の資料

1 開会

2 前回の確認

委員長：前回の議事要旨の確認をしてもらいたい。

委 員：出席者が重複している。また、漢字変換ミスがある。

事務局：訂正する。

委員長：他に修正はないか。

<委員了承>

3 提案審議

【提案内容】

「市内の保存緑地、公園の禁煙化を！」

2、提案内容

市内の保存緑地や公園の中で、ベンチに座ったり歩きながらたばこを吸っている方を多く見かけますが、灰皿を持っている人はほとんどいません、タバコのフィルターは分解されず残ってしまい鳥や動物が飲み込み中毒になったり、冬場は火災の発生原因になったりするのに、全面禁煙になっていないのが現在の状況です、ぜひ市内の保存緑地と公園の全面禁煙を実施していただきたい。

委員長：提案「市内の保存緑地、公園の禁煙化を！」の資料が配布されている。事務局より説明をお願いします。

事務局：「清瀬市まちを美しくする条例」の第9条（3）の公共の場所等の「等」は道路、河川、公園、学校その他公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地若しくは建物をいう。市内全域で歩きたばこ、乗車中（自転車、バイク）の喫煙、ポイ捨ては禁止されている。自分の敷地内を除いた全域である。また、まちづくり委員会の提言を受け特定分煙強化地区は全面禁止である。（市が指定した喫煙場所、自動車内の喫煙は可）緑地保全地域とは、都が市街地に残っている樹林地や、歴史的遺産と一体となった自然地などを、都民の大切な共有財産として残そうという目的で指定しているもので、清瀬松山緑地保全地域、清瀬御殿山緑地保全地域、清瀬中里緑地保全地域がある。

委員長：取組についても、浸透はしてきていると感じる。清瀬松山緑地保全地区を実際確認してきた。保存地区内では、タバコ投げ捨て禁止など注意事項の看板はある。

委員：緑地の面積は市の面積を考えると少ない。また、個人の所有に関してどの程度委員会で踏み込んでいくのか。

委員長：委員会では私有地にまで意見することはできない。

委員：提案者は保存緑地と公園のことを言っている。個人の土地の事まで言っている訳ではないと思う。

委員：緑地に隣接している個人の土地に看板など、設置のご協力をしている場合もある。協力いただけるかは、個人判断になるが、それを市が協力依頼してもらえるとベターである。

委員長：環境美化は市と市民とが協働でよくしていく事が必要である。

委員：私有地まで制限することができるか。公共の緑地を言っていると思う。

委員：「清瀬市まちを美しくする条例」は歩行中の喫煙やポイ捨ては禁止しているが、特定分煙強化地区を除いて禁煙にはしていない。保存林と公園も

禁煙にしてほしいという要望である。

委員長：公共の場所に緑地は入らないのか。

委員：公共の場所に緑地が入っている用語の解説はない。

委員：喫煙を禁止するには、特定分煙強化地域に指定するしかないと思う。

委員：環境美化推進重点地域で過料を取ったケースはあるか。

委員：取り締まる人がいないので、取ったケースはないはずである。

委員：努力的に看板設置し周知するしかないと考える。

委員：喫煙者のモラルに訴えるしかない。

委員：歩きタバコはだいぶ減っている。タバコ税の収入もあることから喫煙も考えていかななくてはならない。

委員：現状、看板設置での結論にたくないが、看板設置が低予算でできることを考えると周知徹底されるまでは有効である。いずれにしても、吸えないことを知らせないといけなと思う。

委員：練馬区の例だと道路に禁煙のマークはある。どれだけ周知徹底するかがカギである。また、火災の危険がある箇所は全面禁煙にするべき。

委員：公園の全面禁煙の実施は無理と考える。

委員長：全面禁煙は法律などもあり、無理と考える。ただし、防犯上の観点や野鳥を守ることを考えると、いかに周知するかが大切であると考えている。

委員：禁煙である表示がないと注意しても喫煙者と喧嘩になる。

委員：喫煙している人にも配慮は必要。

委員：緑地の全面禁煙は賛成。

委員：全面禁煙は賛成である。ただ難しいと思う。ポイ捨てを禁止にしている市は多いが公園を全面禁煙しているのは港区だけである。全面禁煙となれば、先進的な市と思われる。また、提言するのであれば、もっと審議をしていかないといけな。

委員：反対する理由はない。禁煙都市宣言的なことまで議論する必要ある。

委員：全面禁煙都市目指すことを考えてもよい。

委員：徐々に禁煙都市にすることはできそうだが現実的に、いきなり全面禁煙にするのは難しい。

委員：公園には都市公園法はあるが、保存林に関しては法的根拠ない。吸う人と吸わない人も同じ権利である。それを考えると完全禁煙はできなと考える。また、保存緑地のみ全面禁煙としても一部分のみとなり意味はないと思う。

委員長：全面禁煙の都市宣言したい気持ちはあるが、禁煙の周知を徹底していくように要望する方向が妥当と思う。

委員：まち美化の改訂をするように提案することもよい。ただし税収の面もあるのでその場合裏付けしないとけな。

委員長：同じような禁煙に関する提案が過去にある。

委員：税金も市民の健康があつてこそ、健康害してまで税金を考えるのは疑問。

委員：魅力あるまちづくりを提言することがまちづくり委員であるから、全面禁煙にしたほうが魅力なのか、喫煙できる方が魅力なのかを考えるべき。

委員：流れは、禁煙した方が魅力である。

委員：全面禁煙は反対。急ぎすぎる。今やっている特定分煙地域を増やすとか看板を立てるとかして徐々に禁煙へ進めた方がよい。喫煙者の権利も大事である。

委員：「清瀬市まちを美しくする条例」を徹底し、目標は全面禁煙としたい。

委員：段階追って看板設置、保存緑地から公園というように進めていければよい。

委員：その場合の看板は、全面禁煙なのか、ポイ捨て禁止なのか

委員：禁煙でよい。

委員：禁煙であれば条例を直さないといけない。

委員長：保存緑地も公共の場所という概念で歩きたばこ、ポイ捨て禁止はまちを美しくする条例で解釈できると考える。市民の周知徹底ということで、公園に併記して保存緑地も明記していくか。

委員：まちを美しくする条例のなかに保存林という文言を入れるか入れられないかである。保存林の文言をはっきりと入れることができるのか。

委員長：公共の場所としては入ると思うが、保存林もしくは保存緑地という文言を条例の中に記載した方がよいのか。

委員：特定分煙地域に保存緑地が指定されれば、立ち止まっただけの禁煙もできない。

委員長：次回引き続き審議したい。

次回9月15日、14時より生涯学習センターで行なう。